

奈良県告示第三百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和七年十一月十四日

奈良県知事 山下 真

指定医療機関 の名称又は氏 名	指定医療機関の 所在地又は住所	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
ばくりハビリ 訪問看護ステ ーション	生駒市山崎町一 二―二二 エフ ラス生駒二〇二	（主たる事務所 及び指定医療機 関の所在地） 生駒市東新町六 一―二三	（主たる事務所 及び指定医療機 関の所在地） 生駒市山崎町一 二―二二 エフ ラス生駒二〇二	令和七年十月 一日
訪問看護ステ ーションつみ き	生駒市東新町四 一―二三 第一ビ ル四〇二・四〇 三	（主たる事務所 の所在地） 生駒市東新町六 一―二三	（主たる事務所 の所在地） 生駒市山崎町一 二―二二 エフ ラス生駒二〇二	令和七年十月 一日